

大和市告示第171号

こども総務課の所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

こども総務課の所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係要綱の整理に関する要綱
次に掲げる要綱の規定中「第15条に規定する」を「の規定による」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」に改める。

- (1) 大和市一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成22年大和市告示第155号）第3条第2号
- (2) 大和市特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年大和市告示第203号）第3条第2号

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。